

特別定額給付金給付事業の実施状況について

1 事業概要

(1) 対象者

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されているすべての方(外国人登録を含む)

(2) 支給額

給付対象者一人につき、10万円

(3) 申請者及び受給権者

申請者、受給権者ともその方が属する世帯の世帯主

2 申請方法

(1) 郵送申請

区が郵送する特別定額給付金申請書に必要事項を記入し、本人確認書類と振込口座の写しを添えて、付属の返送用封筒で区に郵送する。なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請を受け付ける。

(2) オンライン申請

マイナンバーカード所持者(世帯主に限る)がポータルサイト「マイナポータル」の申請画面から必要事項を入力の上、申請する。

3 申請受付期間

(1) オンライン申請

5月8日午前8時30分～8月18日

(2) 郵送申請

5月18日～8月18日(当日消印有効)

4 支給方法及び開始時期

原則として口座振替にて行うものとし、5月下旬から支給を開始している。

なお、口座を持たないなどのやむを得ない場合に限り、現金により支給する。

5 処理状況

(1) 申請書送付件数

209,541件

(2) 申請書受付件数(5月31日受付分まで)

- ①オンライン申請分 11,188件
②郵送申請分 118,365件 合計 129,553件
(3)支給決定数(5月29日決定分まで)
29,762件
(4)支給決定額(5月29日決定分まで)
5,320,600,000円

6 問い合わせ対応

- (1)コールセンター 5月11日～8月31日
(2)区役所相談窓口 5月18日～8月18日